

第2回宇宙安全保障部会 議事録

1. 日 時：平成27年4月28日（火）10:00～12:00

2. 場 所：内閣府宇宙戦略室大会議室

3. 出席者

(1) 委員

中須賀部会長、片岡部会長代理、折木委員、白坂委員、名和委員、山川委員

(2) 事務局

小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、頓宮宇宙戦略室参事官、内丸宇宙戦略室参事官、森宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、守山宇宙戦略室参事官

(3) 説明者

外務省総合外交政策局宇宙室 室長 今福 孝男

(4) 陪席者

内閣官房国家安全保障局 審議官 長島 純

4. 議事次第

(1) 各工程表の成果目標及び平成28年度にむけて検討すべき課題について（報告）

(2) 宇宙安全保障に関する動向について

(3) その他

5. 議 事

宇宙安全保障部会の委員に一部変更があったことから、冒頭、資料1に基づき、事務局より部会委員の紹介が行われた。

(1) 各工程表の成果目標及び平成28年度にむけて検討すべき課題について（報告）
参考資料2から参考資料4に基づき事務局から説明を行った。

(2) 宇宙安全保障に関する動向について

内閣府から資料2を説明した後、外務省から資料3に加え、日米安全保障協議委員会共同発表及び日米防衛協力のための指針（以下「日米ガイドライン」）の概要について説明を行った。これを踏まえ、委員から以下のような質問等があった。（以下、○質問等、●事務局等の回答）

○日米ガイドラインや宇宙基本計画において、宇宙システムの抗たん性の確保について記述されているが、その概念の対象とする範囲が広すぎるのではないか。今後の目標管理や工程表の進捗管理・評価のためにきちんと整理すべきではないか。(折木委員)

○我が国としてはまず、何の抗たん性を確保しなければいけないのか、その同定が大事である。他方、予算には限りがあるので、その優先順位を決める議論も非常に大切である。また、抗たん性の議論は、日本全体の宇宙安全保障をどう考えるかにも関係するが、この部会としての意見を取りまとめていくことが必要である。(中須賀部会長)

○「日米防衛協力のための指針」の16頁の「宇宙に関する協力」の第2パラグラフの4行目に「情報を共有する」とあり、5行目にも「情報を共有し」とあるが、この2つの情報共有にはどのような違いがあるのか。(山川委員)

●敢えて言えば、4行目の方が若干広い概念であり、5行目の方は宇宙システムに対する脅威に絞った話ではないかと思う。(外務省)

注　日米安全保障協議委員会共同発表及び日米防衛協力のための指針

本宇宙安全保障部会の前日の平成27年4月27日、米国ニューヨークにおいて、日米安全保障協議委員会（「2+2」閣僚会合）が開催された。今回の会合においては、近年の緊密な日米関係も踏まえつつ、中長期的な日米安保・防衛協力や在日米軍の再編等について協議されるとともに、新たな日米防衛協力のための指針（ガイドライン）が承認され、また、共同発表が発出された。

○「日米安全保障協議委員会共同発表」の4頁の第5パラグラフに、「脅威情報の共有及び任務保障並びに重要インフラ防護分野における協力」とあるが、この議論の中で、米国側のカウンターパートとなる連邦政府機関の名称は出ていたか。(名和委員)

●本文書の策定作業は、基本的に、米側は国務省(DOS)及び国防総省(DOD)、日本側は外務省と防衛省で行っている。あくまでも防衛協力のためのガイドラインなので、中心となるのは防衛省とDODになる。(外務省)

○「日米防衛協力のための指針」の16頁の第2パラグラフに、「海洋監視並びに

宇宙システムの能力及び抗たん性を強化する宇宙関係の装備・技術（ホスティド・ペイロードを含む。）における協力の機会を追求する。」とあるが、具体的な協力のアイデアがあるのか。（片岡部会長代理）

●日米2プラス2において、宇宙状況把握、海洋状況把握、準天頂衛星とGPS衛星などは、2011年から協力の検討対象となっているところ、引き続き、潜在的な協力の機会について考えていく。（外務省）

○一部項目については、宇宙基本計画の工程表よりも日米ガイドライン等のほうが、取組内容について明確に書き込んであるように感じる。当該項目については今後ヒアリングで聞いていく必要があると考える。（折木委員）

○宇宙基本計画を議論していた時は、宇宙安全保障の確保に係る取組については、何をどの程度担保するのかという計画を作ることが最初の目標であったため、工程表にあまり明確に記述できていない面がある。他方、今回の日米ガイドラインには踏み込んだ記述もあるので、そうした部分に関して、工程表を具体化していくことが必要と考える。（中須賀部会長）

●日米間の協力事項は、工程表の中の「諸外国との重層的な協力関係の構築」という項目の「日米間における安保・民生の両分野における宇宙協力」などで読み込むものと理解している。今回の日米2プラス2でも、4大臣より、日米ガイドライン等の具体化が大事である旨、強調されており、しっかりと進めて参りたい。（外務省）

○資料3の「対話・信頼醸成」の箇所で、日EU宇宙政策対話が記載されているが、日EUよりも、例えば、日仏とか日英といった二国間で対話を行った方が、より深く協力関係を結べるのではないか。（山川委員）

●二国間の対話も重要である一方、全ての国と包括的な対話を行おうとすると、むしろ総花的な議論になってしまい可能性がある。相手国を見つつ、一番実りのある議論の形について、しっかり検討しながら、対話を進めてまいりたい。（外務省）

○地政学的に重要な位置を占めるインドも大事なパートナーであり、インドとの二国間対話についても、検討して頂きたい。（中須賀部会長）

○宇宙システム全体の抗たん性強化に係る議論にあたり、想定すべき脅威について、よく検討する必要がある。これにより、日本の保持すべき能力、体制、かけるべきコストなどを検討することができ、合理的な理由をもって、工程表の見直しができると考える。（名和委員）

○内閣府の資料2には、平成28年度に向けて検討すべき課題として挙げられて

いるものが盛り込まれていると理解している。本部会は、これらについて、具体的な深掘りの方向性などを議論することが期待されているということですか。(白坂委員)

●基本的にその通りである。今回の資料は、平成28年度に向けて検討すべき課題に係る背景情報を提示したものであり、今後、各プロジェクトの関係省庁と個別に相談しつつ、また委員のご意見を賜りながら、具体的な深掘りの方向性を検討して参りたい。(頓宮参事官)

●他の部会で扱う項目は、来年度どうするかが話の中心になると思われるが、宇宙安全保障部会で扱う項目は、数年先を見越してどのように検討を始めるかという話にならざるを得ないと考える。本部会が扱う項目については、中間取りまとめを作る夏の段階で、どの方向に向けて検討を始めるかを決めることができれば良いと考えている。(小宮宇宙戦略室長)

○衛星リモートセンシングについては、安全保障上のニーズから見た要求や、誰がどのように使うのかということも、この場で議論していくのではないか。また、即応型の小型衛星等については、現状、推進母体となる関係府省が明確になっていないが、大変重要な項目と考えており、これを前に進めるための議論が必要である。更に、宇宙状況把握(SSA)については、現在、運用されている美星の光学望遠鏡や上斎原のレーダーを、今後どのようにしていくのか、また、将来的なニーズに対し、どこまでの能力を確保する必要があるのかなどの議論が必要である。(中須賀部会長)

○各項目の事業の推進に当たり、引き続き、米国との関係が非常に重要である。即応型の小型衛星等にしても、宇宙状況把握(SSA)にしても、日米連携が前提になるような話である。これらは、安全保障に関わる事業であることから、各国の脅威認識をどう考えるのかについても承知しておくことが重要であり、防衛省、外務省、国家安全保障局ともよく相談する必要がある。(片岡部会長代理)

○日米関係が重要であることを踏まえたうえで、あらかじめ日本はどうしたいのかということをよく整理しておく必要がある。(折木委員)

(3) その他

参考資料5に基づき事務局から宇宙法制関連の現況説明及び今後の進め方について説明を行った。これを踏まえ、委員から以下のような質問等があった。(以下、○質問等、●事務局等の回答)

○米国の宇宙活動法として、商業打ち上げ法が挙げられると思うが、軍の活動

に関するものは適用除外になっているのか。(片岡部会長代理)

●米国の商業打ち上げ法は、政府や軍が直営しているものを対象としてはおらず、基本的に、国以外の者が活動する場合のルールになっている。(内丸参事官)

○そのルールは、どの機関が担任しているのか。(片岡部会長代理)

●例えば、打ち上げに関する様々な規制のルールは連邦航空局が担当している。当該ルールの下、例えば空軍やNASAが個別のルールを持っており、各種の運用を行っている。(内丸参事官)

○日本の宇宙活動法は、防衛用途の打ち上げ等について、どのような整理を行うのか。(片岡部会長代理)

●国の活動と民間の活動について、必ずしも同じルールを適用する必要は無いので、防衛用途の打ち上げ等について適用除外とする可能性はあるが、今後検討して参りたい。(内丸参事官)

○リモートセンシング法について、産業振興の観点では、なるべく規制を緩くし、国内外で自由にデータを販売できるような環境を作りたいという意向がある。一方、安全保障の観点では、データの規制が必要となる。リモートセンシング法に関しては、宇宙法制小委員会の中で議論されているところであるが、宇宙安全保障部会としての考えも、ここで議論していきたい。(中須賀部会長)

○宇宙活動法について、国以外の者に対する監督・許可に際して、各種のリスクはどのように考慮されるのか。(名和委員)

●現在、そこまで議論は進んでいない。今後、許可・監督に当たっての要件や基準を明示していくことが必要となるため、そうした議論もあわせて行っていくことになると考える。(内丸参事官)

以上